

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めているものであり、労働者の賃金・労働条件の改善を図る上で重要な役割を果たし、労働者の生活の安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に貢献してきたところである。

このような中、労働者の雇用と生活は、所得の低迷や格差拡大などに歯止めがかかっておらず、非正規労働者においては、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、地域別最低賃金制度における「すべての労働者についての賃金の最低限を保障するセーフティネット」の役割は、ますます重要となっていることから、生活保護基準の引き下げが、これに影響を及ぼすことがないようにしなければならないと考える。

一方、特定（産業別）最低賃金は、地域別最低賃金とは別の役割を果たすものと位置づけられ、当該産業の労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使の主導により設定するものであり、かつ、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担っている。

しかし、近年、地域別最低賃金の上昇の結果として、すべての産業における特定最低賃金の改定に当たって必要性を認めるか否かを諮る、いわゆる「必要性審議」において、「必要性を認める」には至らないケースが発生している。このため、平成25年度の特定（産業別）最低賃金の改定には、その役割を果たすために、制度の正しい理解のもと、当該産業の労使のイニシアチブを最大限尊重した「必要性審議」が行われることが重要であると考えます。

よって、国におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、下記の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、生活保護との乖離解消を本年度で実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、法が定める次の役割等が果たされるよう、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
  - (1) 地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであること。
  - (2) 地方最低賃金審議会における「必要性審議」については、従来の本審の審議だけではなく、当該産業の労使が入った専門部会等による審議方法も検討し、その審議方法の適用について同審議会で決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6 月 26 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて

小田原市議会